

「滋賀県アルコール健康障害対策推進計画（原案）」に対して提出された 意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

平成29年12月20日（水）から平成30年1月19日（金）までの間、滋賀県民政策コメントに関する要綱（平成12年滋賀県告示第236号）に基づき、「滋賀県アルコール健康障害対策推進計画（原案）」についての意見・情報の募集を行った結果、県民および団体・市町から合計5件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報に対する滋賀県の考え方は次のとおりです。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2 提出された意見・情報の内訳

項目	県民	団体等	市町
第1章 はじめに			
第2章 滋賀県における現状			
第3章 基本的な考え方			
第4章 重点課題と目標設定			
第5章 基本的施策			
1 発生予防のための施策			3件
2 進行予防のための施策			1件
3 再発予防のための施策		1件	
4 人材育成と調査研究			
第6章 推進体制			
計	0件	1件	4件
		合計	5件

3 提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
第5章 基本的施策 1 発生予防のための施策			
1	8	母子手帳→母子健康手帳	ご意見のとおり修正します。
2	8	減酒→節酒ではないか	厚生労働省が示している「保健指導におけるアルコール使用障害スクリーニング（AUDIT）とその評価結果に基づく減酒支援（ブリーフインターベンション）の手引き」による支援は、「減酒支援」という表現となっているため、原案どおりとします。
3	9	各圏域でのアルコール依存症が診察できる医療体制の確保に、ぜひ取り組んでいただきたい。特に内科と専門医療機関との連携の強化・早期介入の仕組みを作る上で、必須の事柄と考える。市町レベルでは、身近な医療機関で専門医療をしていただけると、支援の幅が広がる。	計画に記載しているとおり、医療体制の確保や内科と専門医療機関との連携強化等を図ります。
第5章 基本的施策 2 進行予防のための施策			
4	11	アルコール関連問題を抱える本人・家族の支援について、保健所の専門的な訪問等のアウトリーチや地域への支援をもっとしてほしい。	引き続きアウトリーチ等の支援に努めるとともに、市町や関係団体等との連携のもと、相談支援体制の強化を図ります。

第5章 基本的施策 3再発予防のための施策			
5	12	<p>自助団体への支援の取組、連携の推進を評価する。</p> <p>相談数や入院数の増加は、取組が浸透しているものであり、状況が悪化しているのではないと考える。依存症は、重篤時の入院後の回復においては、自助団体における活動が必要となってくる。</p> <p>また、アルコール依存症対策においては、医療福祉自助団体の連携がうまくいっている好例だと思う。このアルコール依存症の回復モデルは、今後、取組が必要となるギャンブル依存症対策等の目指すべきモデルとなるものである。</p> <p>そのように考えると、自助団体を回復資源として、明確に位置づけ、その維持・発展を行うことが重要である。そこで、県が取り組むべき指標として、自助団体数や、拠点の地理的広がり（アクセスの容易性）等をモニタリングし、また、自助団体の課題をヒアリングして、維持発展を講じる取組をしてほしいと思う。</p>	<p>ご意見の趣旨は、今後の施策推進の参考にさせていただきます。</p>